

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要な場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したもものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【雲南市】

(令和5年10月31日現在)

番号	制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	市営住宅の入居申込み	入居に際し親族と同様の扱いとする	○		建築住宅課	0854-40-1065	10月1日から実施
2	市立病院での面会や説明同意等	面会や看取りや病状説明を受けることや手術などの治療方針への同意ができる。(患者の意思表示がある場合)	○		経営課	0854-47-7500	10月1日から実施 面会は受領カードの提示は不要です。
3	住民票	続柄を「縁故者」とすることができます。	○		市民生活課	0854-40-1031	
4	住民票の写しの請求	住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員としてできます。(委任状不要)		○	市民生活課	0854-40-1031	
5	住民票の異動	住民票同一世帯のパートナーは、住所異動の手続きが同一世帯員としてできます。(委任状不要)		○	市民生活課	0854-40-1031	
6	国民健康保険の手続き	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができます。		○	市民生活課	0854-40-1031	
7	後期高齢者医療の手続き	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができます。		○	市民生活課	0854-40-1031	
8	福祉医療の手続き	パートナーが申請を代行することができます。		○	市民生活課	0854-40-1031	
9	市税に関する証明	同一住所で生計を一にしているパートナーは委任状を省略することができます。		○	税務課	0854-40-1034	パートナーシップ宣誓をしても、住民票同一世帯でない場合は委任状が必要
10	軽自動車税(種別割)の減免申請	障がいのある方と生計を一にしているパートナーが、障がいのある方のために自動車を運転している場合、軽自動車税の減免を受けることができます。		○	税務課	0854-40-1034	
11	生活保護	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができます。		○	健康福祉総務課	0854-40-1041	
12	生活困窮者自立支援事業	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができます。		○	健康福祉総務課	0854-40-1041	申込先：生活支援・相談センター 雲南市社会福祉協議会内 (TEL0854-45-3933)
13	障害者手帳(身体・療育・精神)	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
14	障害者手帳(身体・療育・精神)の受け取り	本人に代わって障害者手帳を受け取ることができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	本人宛交付通知を持参いただくことで委任状不要
15	障がい福祉サービス	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
16	障がい者補装具・日常生活用具	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
17	地域生活支援事業(外出時介助等(移動支援)事業、訪問入浴事業)	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
18	身体障害者自動車運転免許取得費助成	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
19	身体障害者用自動車改造費助成	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
20	障害者移動補助用具支援事業	パートナーが、在宅重度身体障害者と生計を一にし、かつ、扶養する場合は申請できます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
21	自立支援医療(更生・育成・精神通院)	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
22	重度障がい者医療費助成	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
23	人工透析患者通院費支給	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
24	精神障がい者通院医療費・交通費助成	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
25	特別障がい者手当	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
26	特別児童扶養手当	パートナーが申請を代行することができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
27	重度障害者等介護手当	パートナーが重度障害者等を在宅において常時直接介護する場合に受給できます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
28	高齢者福祉サービスの申請	パートナーが受けるサービスについて、代理申請ができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
29	要介護認定の申請	要介護認定について代理申請ができます。		○	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	